

# 岐阜県公報

第二千四百十四号  
平成二十五年一月二十五日

(金曜日)

## 目次

### 告示

- 有害興行の指定 (男女参画青少年課) 四一<sup>ページ</sup>
- 岐阜都市計画公園事業の認可 (街路公園課) 四二
- 建築基準法に基づく道路の位置指定 (建築指導課) 四二

### 公示

- 介護保険指定居宅サービス事業所の指定 (高齢福祉課) 四三
  - 介護保険指定居宅サービス事業所の廃止 (同) 四四
  - 介護保険指定居宅介護支援事業所の指定 (同) 四四
  - 介護保険指定介護予防サービス事業所の指定 (同) 四五
  - 介護保険指定介護予防サービス事業所の廃止 (同) 四六
  - 砂利採取法及び行政手続法による聴聞の実施 (商工政策課) 四六
  - 大規模小売店舗立地法による意見書に関する件 (商業流通課) 四七
  - 県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要 (農地整備課) 四七
  - 高山都市計画の図書の縦覧 (都市政策課) 四七
  - 関都市計画の図書の縦覧 (同) 四七
  - 開発行為の工事の完了 (建築指導課) 四八
  - 岐阜県収用委員会の審理の開始 (収用委員会) 四九
- 正誤
- 保安林に指定する予定である旨の通知中訂正 (治山課) 四九

## 告示

岐阜県告示第三十八号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成二十五年一月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

### 1 指定興行

種類	題名	等	配給会社名	等
映画	不倫OLびんかん濡れ白書		オーピー映画	画
	戦争ヒーロの女		ビックカメラビズ	画
	熟女 ドスケベ不倫		オーピー映画	画
	淫ら好き 4人でしゃぶる		新東宝映画	画
	美人捜査官 中までさわる		新東宝映画	画
	痴女探偵 中出しレポート		オーピー映画	画
	淫行フェチ 変態うなり尻		オーピー映画	画
	人妻セカンドバージン 私を襲って下さい		新日本映像	画

### 2 指定年月日

平成25年1月25日

### 3 指定理由

著しく性的感傷を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものとして認められる。

岐阜県告示第三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により岐阜都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十五年一月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

一 施行者の名称

笠松町

二 都市計画事業の種類及び名称

岐阜都市計画公園事業 三・三・一号 笠松町運動公園

三 事業施行期間

平成二十五年一月二十五日から

平成三十年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 なし

使用の部分 羽島郡笠松町北及字高坪地内

岐阜県告示第四十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を、建築事務所長が次のように指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により公告する。

平成二十五年一月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜建築事務所

位 置	幅員	延長	指定番号	指 月 日
	(メートル)	(メートル)		

瑞穂市本田字丸竹二〇四四番四	四・八三	三・三七	岐建築第九号の一六	平成二四・一〇・一八
羽島郡岐南町伏屋二丁目七二番六	四・五三	三〇・五	岐建築第九号の一〇	同 一〇・四
本巣市海老字道下一二九番四	六・〇〇	四・九四	岐建築第九号の二〇	同 一〇・四
瑞穂市十九条字河原二二五番四	五・五	三〇・六	岐建築第九号の二一	同 一〇・四
同 市別府字堤内一ノ町四〇番四	四・五〇	二六・四五	岐建築第九号の二二	同 一〇・四
同 市古橋字若宮一六〇八番四	五・〇〇	三三・〇〇	岐建築第九号の二三	同 一〇・四
同 市同 字土海道一四四一番四	四・〇〇	三〇・六	岐建築第九号の二五	同 一〇・四
同 市同 字同 一四三四番四	四・〇〇	三三・〇〇	岐建築第九号の二六	同 一〇・四
同 市同 字神田二二二八番四	四・〇〇	三〇・八	岐建築第九号の二七	同 一〇・四

西濃建築事務所

揖斐郡大野町大字小衣斐字村之内八六番四	六・二	九〇・六	西建築第一〇二五号の一	平成二四・三・二六
---------------------	-----	------	-------------	-----------

中濃建築事務所

美濃加茂市加茂野町鷹之巣字森ノ木一八四五番二及び一八四八番三	六・二	五・五	中建築第三七号の一四	平成二四・〇・一九
関市神明町三丁目一番四	五・〇〇	三〇・五	中建築第三七号の一五	同 一〇・七
同 市倉知字堤内二九三番一	六・〇〇	六五・三	中建築第三七号の一六	同 一〇・三
美濃加茂市加茂野町今泉字泉田八二八番四	六・〇〇	六四・〇	中建築第三七号の一七	同 一〇・三
同 市本郷町七丁目一四番四	六・〇〇	五・七	中建築第三七号の一八	同 一〇・三

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定期月日	
<p>介護保険指定居宅サービス事業所の指定</p> <p>介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十条第一項の規定に基づき同法第四十条第一項の指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により次のとおり公示する。</p> <p>平成二十五年一月二十五日</p> <p style="text-align: right;">岐阜県知事 古 田 肇</p>					
公 示					
<p>（道路の位置を示す図面は、その位置を所管する建築事務所において縦覧に供する。）</p>					
東濃建築事務所	位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）	指定番号	指定期月日
関市下有知字竹之内三三三三番四	中津川市中津川字細山二九一八番一四	六〇〇	一一・七三	東建築第六五号の七	平成二四・〇・二
美濃市大字極楽寺字中屋敷一番四	同 市茄子川字二ツ岩四二七番三七から同番六一まで	六〇〇	一四・八八	東建築第六五号の八	同 三・八
同 市大字生櫛字下野六四二番一	同 市中津川字法道寺三〇九九番一及び三一一六番四	六〇〇	六・五	東建築第六五号の九	同 二・三
関市下有知字竹之内三三三三番九	同 市千日林字馬見岩平二六〇七番二	六〇〇	七・〇五	東建築第六五号の一〇	同 三・七
社会福祉法人サンライフ	シヨートステイホームジヨイフル羽島	岐阜県羽島市中町城屋敷三二八番地五	短期入所生活介護	平成二四・三・一	
株式会社ニッケ・ケアサービス	シヨートステイニツケかかみ野	岐阜県各務原市鷺沼各務原町八丁目七番地	短期入所生活介護	平成二四・三・三	
社会福祉法人サンライフ	デイサービスセンタージヨイフル羽島	岐阜県羽島市中町城屋敷三二八番地五	通所介護	平成二四・三・一	
株式会社協和ウエルフェア	デイサービス福万家	岐阜県羽島市江吉良町二二二番一	通所介護	平成二四・三・一	
株式会社ハートフルスマイル	レッツ倶楽部いちよう通り	岐阜県各務原市那加前洞新町四丁目一九三番地	通所介護	平成二四・三・一	
株式会社アジア	デイサービスあさひ 慶の家	岐阜県多治見市旭ヶ丘二丁目八六番地七	通所介護	平成二四・三・一	
株式会社ナイスマン	アストレ太平町	岐阜県多治見市太平町五丁目五〇番地	通所介護	平成二四・三・一	
合同会社nicoco	デイサービスおひさま	岐阜県海津市海津町高須町一六六 三	通所介護	平成二四・三・一	
株式会社ピユアウィンド	デイサービスセンター美空の郷	岐阜県可児市今渡一三七五	通所介護	平成二四・三・一	
株式会社ハッピーエンドギフト	デイサービス温咲南	岐阜県関市西田原一二二番地一	通所介護	平成二四・三・一	
株式会社ハクト	デイサービスラビィヌ	岐阜県中津川市千日林一五九八 二八	通所介護	平成二四・三・一	

株式会社アジ ア	ケアサポート 中津川	岐阜県多治見市旭ヶ丘二丁目八六番の七住宅型有料老人ホーム 慶の家内	訪問介護	平成 二四・三・一
有限会社 宮 野商事	訪問ケアサ ビス こまめ	岐阜県不破郡垂井町東神田二丁目六―プリシエル東神田D二〇一	訪問介護	平成 二四・三・一
株式会社ハク ト	ラビーヌ ケ アサポート中 津川	岐阜県中津川市千旦林一五九八 二八	訪問介護	平成 二四・三・一
医療法人清光 会	訪問介護セン ター 奥南	岐阜県瑞穂市重里一九九六番地	訪問介護	平成 二四・三・五

介護保険指定居宅サービス事業所の廃止

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定に基づき指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービス事業の廃止の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年一月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称 又は氏名 社団法人恵那 医師会	事業所の名称 恵那医師会中 津川地区老人 訪問看護ステ ーション	事業所の所在地 岐阜県中津川市かやの木町 一 一七	サービス の種類 居宅療養 管理指導	廃 止 日 平成 二四・三・三
特定非営利活 動法人ケアバ イ	リハビリ型テ ィサービス	岐阜県下呂市小川二八〇番 地一	通所介護	平成 二四・三・六

レット	リハビリレッ ト	岐阜県美濃加茂市下米田町 小山七九一	通所介護	平成 二四・三・三
特定医療法人 録三会	小山デイサー ビス 和	岐阜県美濃加茂市中部台六 丁目一 八	特定施設 入居者生 活介護	平成 二四・三・三
医療法人 録 三会	有料老人ホ ム更紗	岐阜県本巣市仏生寺七〇五 番地一	福祉用具 貸与	平成 二四・三・三
特定非営利活 動法人山と水 のすばる <sup>99</sup>	特定非営利活 動法人山と水 のすばる <sup>99</sup>	岐阜県本巣市仏生寺七〇五 番地一	福祉用具 販売	平成 二四・三・三

介護保険指定居宅介護支援事業所の指定

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十九条第一項の規定に基づき同法第四十六条第一項の指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年一月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称 株式会社イー グル	事業所の名称 アイ・ブルー ム土岐ケアア ブ ランセンター	事業所の所在地 岐阜県土岐市泉寺田町三 五二	サービス の種類 居宅介護 支援	指 定 日 平成 二四・三・一
合同会社恵和	居宅介護支援 センター恵和	岐阜県中津川市中津川二三 六五番地の二	居宅介護 支援	平成 二四・三・一

株式会社成瀬	居宅介護支援 事業所 花の 里	岐阜県中津川市中津川二九 八八一	居宅介護 支援	平成 二四・三・一
--------	-----------------------	---------------------	------------	--------------

介護保険指定介護老人福祉施設の指定

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十六条第一項の規定に基づき同法第四十八条第一項第一号の指定介護老人福祉施設を指定したので、同法第九十三条第一号の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年一月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

開設者の名称 社会福祉法人 サンライフ	施設の種類 介護老人福祉 施設	施設の種類 介護老人 福祉施設	施設の名称 施設ジョイフ ル羽島	施設の所在地 岐阜県羽島市中町城屋敷 三一八番地五	サービス の種類	指 定 年月日 平成 二四・三・一
---------------------------	-----------------------	-----------------------	------------------------	---------------------------------	-------------	-------------------------------

介護保険指定介護予防サービス事業所の指定

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の二第一項の規定に基づき同法第五十三条第一項の指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年一月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称 又は氏名 社会福祉法人 サンライフ	事業所の名称 シヨートステ イホームジヨ イフル羽島	事業所の所在地 岐阜県羽島市中町城屋敷 三一八番地五	サービスの種類 介護予防 短期入所 生活介護	指 定 年月日 平成 二四・三・一
-----------------------------------	-------------------------------------	----------------------------------	---------------------------------	-------------------------------

株式会社ニッ ケ・ケアサー ビス	シヨートステ イニツケかか み野	岐阜県各務原市鷺沼各務原 町八丁目七番地	介護予防 生活介護	平成 二四・三・五
医療法人恵雄 会	介護老人保健 施設	岐阜県恵那市大井町一〇六 四番一	介護予防 通所リハ ビリテー ション	平成 二四・三・一
社会福祉法人 サンライフ	デイサービス センタージヨ イフル羽島	岐阜県羽島市中町城屋敷 三一八番地五	介護予防 通所介護	平成 二四・三・一
株式会社協和 ウエルフェア	デイサービス 福万家	岐阜県羽島市江吉良町二一 二番一	介護予防 通所介護	平成 二四・三・一
株式会社ハー トフルスマイ ル	レツツ倶楽部 いちよう通り	岐阜県各務原市那加前洞新 町四丁目一九三番地	介護予防 通所介護	平成 二四・三・一
株式会社アジ ア	デイサービス あさひ 慶の 家	岐阜県多治見市旭ヶ丘二丁 目八六番地七	介護予防 通所介護	平成 二四・三・一
株式会社ナイ スマン	アストレ太平 町	岐阜県多治見市太平町五丁 目五〇番地	介護予防 通所介護	平成 二四・三・一
合同会社 n i c o	デイサービス おひさま	岐阜県海津市海津町高須町 一一六六 三	介護予防 通所介護	平成 二四・三・一
株式会社 ビ ユアウインド	デイサービス センター美空 の郷	岐阜県可児市今渡一三七五	介護予防 通所介護	平成 二四・三・一
株式会社ハッ ピーエンドギ フト	デイサービス 温味南	岐阜県関市西田原一一二番 地一	介護予防 通所介護	平成 二四・三・一
株式会社ハク	デイサービス	岐阜県中津川市千巨林一五	介護予防	平成

ト	株式会社アジ	ラビーヌ ケアサポート 中津川	九八二八	通所介護	二四・三・一
ア	株式会社アジ	訪問介護ステーションあさひ 慶の家	岐阜県多治見市旭ヶ丘二丁目八六番の七住宅型有料老人ホーム 慶の案内	介護予防 訪問介護	平成 二四・三・一
有	有限会社 宮野商事	訪問ケアサービス こまめ	岐阜県不破郡垂井町東神田二丁目六ープリシエル東神田D二〇一	介護予防 訪問介護	平成 二四・三・一
株	株式会社ハク	ラビーヌ ケアサポート中津川	岐阜県中津川市千旦林一五九八二八	介護予防 訪問介護	平成 二四・三・一
医	医療法人清光会	訪問介護センター 崇南	岐阜県瑞穂市重里一九九六番地	介護予防 訪問介護	平成 二四・三・五

介護保険指定介護予防サービス事業所の廃止

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定に基づき指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第百十五条の十第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年一月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
社団法人恵那医師会	恵那医師会中津川地区老人訪問看護ステーション	岐阜県中津川市かやの木町一七七	予防居宅療養	平成 二四・三・三
特定非営利活動法人ケアバ	リハビリ型デイサービス	岐阜県下呂市小川二八〇番地一	介護予防通所介護	平成 二四・三・六

レット	特定医療法人録三会	リハビリレット	岐阜県美濃加茂市下米田町小山七九一	介護予防通所介護	平成 二四・三・三
特定非営利活動法人山と水のすばる <sup>99</sup>	特定非営利活動法人山と水のすばる <sup>99</sup>	特定非営利活動法人山と水のすばる <sup>99</sup>	岐阜県美濃加茂市中部台六丁目一八	介護予防特定施設入居者生活介護	平成 二四・三・三
特定非営利活動法人山と水のすばる <sup>99</sup>	特定非営利活動法人山と水のすばる <sup>99</sup>	特定非営利活動法人山と水のすばる <sup>99</sup>	岐阜県本巣市仏生寺七〇五番地一	介護予防福祉用具貸与	平成 二四・三・三
特定非営利活動法人山と水のすばる <sup>99</sup>	特定非営利活動法人山と水のすばる <sup>99</sup>	特定非営利活動法人山と水のすばる <sup>99</sup>	岐阜県本巣市仏生寺七〇五番地一	特定介護予防福祉用具販売	平成 二四・三・三

砂利採取法及び行政手続法による聴聞の実施

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第三十八条第二項及び行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定により公開の聴聞を行うので、岐阜県聴聞規則（平成六年岐阜県規則第八十二号）第九条の規定に準じて次のとおり公示する。

平成二十五年一月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 日 時 平成二十五年二月六日 午前十時から午前十一時まで
- 二 場 所 岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県庁二階業務相談室五
- 三 被聴聞者
- (一) 名称 有限会社西武産業 取締役 岸森 清隆
- (二) 住所 岐阜市西中島五丁目九番六号
- (三) 砂利採取業者の登録番号 岐阜第八二二号



大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十五年一月二十五日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十五年一月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

美濃共同ショッピングセンター

美濃市千畝町二七七六番地一 外

二 意見の概要

意見なし（届出事項 変更）

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定により次の県営土地改良事業の変更についてその概要等を白川村長と協議したので、同条第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により公示し、事業計画の変更についてその概要等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年一月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
白 川 地 区	白 川 村 役 場	同平成二五・一一・二二五 二二・二二五

高山都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定による都市計画の図書

の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年一月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

高山都市計画交通広場

一号 高山駅東口交通広場

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び高山市基盤整備部都市整備課

高山都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年一月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

高山都市計画道路

三・五・二三号 高山駅東口線

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び高山市基盤整備部都市整備課

関都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年一月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称  
関都市計画用途地域
- 二 縦覧場所  
岐阜県都市建築部都市政策課及び関市建設部都市計画課

関都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年一月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称  
関都市計画準防火地域
- 二 縦覧場所  
岐阜県都市建築部都市政策課及び関市建設部都市計画課

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

平成二十五年一月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

<p>開発許可（変更許可）番号及び年月日</p> <p>岐阜県指令岐建築第二八号 平成二四・六・一八 同岐建築第三二号の七 同二四・八・七 同岐建築第三二号の一八 同二四・一一・二二</p>	<p>開発区域又は工区に含まれる地域の名称</p> <p>羽島郡笠松町北及字村西九五七番から九五九番まで</p>	<p>公共施設の種別</p> <p>道路</p>	<p>公共施設の位置及び区域</p> <p>開発登録簿による</p>	<p>開発許可を受けた者の住所及び氏名</p> <p>羽島郡笠松町門前町七八番地の一 高橋コーポレーション株式会社 代表取締役 高橋 直樹 同 郡同 町北及九五八番地 高島 立美</p>
<p>同西建築第八二号の二 同二四・八・二〇</p>	<p>養老郡養老町宇田字本堂一一七二番一、一一七三番一、一一七四番一、一一七五番一及び一一七六番一</p>	<p>道路、消防の用に供する貯水施設</p>	<p>同</p>	<p>大垣市浅西三丁目二番地八 岐垣鋼業株式会社 代表取締役 井田 宇洋</p>
<p>同西建築第七九号の四 同二四・一一・三</p>	<p>不破郡垂井町表佐字東小柳四九九五番、四九九六番一及び四九九六番一</p>	<p>道路</p>	<p>同</p>	<p>不破郡垂井町宮代五一三 平成興産株式会社 代表取締役 桐山 善徳</p>



同西建築第八〇号 同二四・七・二六	安八郡神戸町大字丈六道字村北四三九番一から四三九番三まで及び四四〇番	道路、下水	同	大垣市鶴見町二八三番地一 株式会社地伸 代表取締役 菱 田 大次郎
同中建築第六五号の九 同二四・五・一六 同中建築第五八号の六 同二四・一一・七	美濃加茂市加茂野町加茂野字南野六八八番二	道路、公園 下水道	同	下呂市金山町金山三二五六番地の一 有限会社 サンワ開発 代表取締役 中 嶋 利 美
同中建築第五五号の二 同二四・六・五	加茂郡坂祝町黒岩字久ヶ之内六六八番二、六六八番三、六六五番二及び六六〇番二の一部	道路、公園 下水道	同	下呂市金山町金山三二五六番地の一 有限会社 サンワ開発 代表取締役 中 嶋 利 美
同飛建築第四六号 同二一・一・二八 同飛建築第六七号 同二四・五・一五 同飛建築第六七号の二 同二四・一一・三〇	下呂市金山町戸部字船野四三三〇番四〇外八六筆のうち第一工区	道路・緑地 ・水路・消防の用に供する貯水施設	同	東京都港区浜松町二丁目四番一号 世界貿易センタービル カヤバ工業株式会社 代表取締役 白 井 政 夫

岐阜県収用委員会の審理の開始

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり岐阜県収用委員会の審理を開始するので、岐阜県収用委員会運営規則（昭和五十四年岐阜県収用委員会規則第一号）第七条の規定により公告する。

平成二十五年一月二十五日

岐阜県収用委員会

会長 毛 利 哲 朗

一 起業者の名称

各務原市

二 事件名

各務原市道鶴九百三十二号線改築工事（岐阜県各務原市鶴沼羽場町六丁目、鶴沼羽場町七丁目及び鶴沼羽場町八丁目地内並びに同市鶴沼真名越町一丁目地内から同市鶴沼西町四丁目地内まで）に係る収用事件

三 期日  
平成二十五年二月二十一日（木） 午前十時から

四 場所  
岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁 二階 大会議室

正 誤  
（原稿誤り）  
平成二十四年十二月十四日第二千四百四号 保安林に指定する予定である旨の通知（岐阜県告示第五百五十五号）八〇五頁上段前から四行目中「二二五五の一六四」は、

「二二五の二六四」の誤り。

平成二十五年一月二十五日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社